

農業における地域会計

阿 部 亮 耳

1 問 題

「地域会計」という用語は、もっぱら「地域社会会計」の意味に用いられているが、定着したものではない。「地域社会会計」は社会会計の一地域に対する適用ということで考慮される¹⁾。本稿では、「地域会計」とは「地域社会会計」をも含めた広義の会計を意味する。すなわち、国民所得論や地域経済学といった社会会計の接近によるマクロ的な観点以外に、本来個別経済を対象としたミクロの会計学的接近をも含むものである。

「地域会計」の基本的思考として、第1には、会計情報の根底にある資産＝持分の資本等式と地域との関係をどのように理解するか、第2に、地域とは会計上どのように理解しうべきものか、第3に、「地域会計」とは本来何のために行なわれるかである。とくに農業について「地域会計」を考慮するものとすれば、「地域社会会計」における農業生産あるいは農業所得を中心とする側面以外に、どのようなことを考慮すべきかである。

農業は第1次的に土地を基盤とした産業であり、土地の拡がり地域との観点から、ある一地域に存在する数多の農場を集合して、その地域を一つの農場であるかのごとくみなして、農業会計の拡大を考えてみることはできないであろうか。これはある地域のすべての経済状態を把握する「地域社会会計」とは異なる。むしろ、企業集団が一つの資本を中心にして連結され、あたかも一つの企業であるかのごとく行動し、また会計情報としてもこれらを連結した財務諸表を必要とするものであるから、一地域を一つの農場と見た場合の会計情報を作成するものとすれば、どのようなものなるかについて考察する。もとより農業の場合には個人業主が多く、これらの数多の個人農業者が当該地域に居住し農業生産を行なうとしても、どのような基準によってこれを集成・連結するかは問題点が多い。以下この様な観点から農業の「地域会計」を考察する。

2 「地域会計」の基本的思考

ある地域について財務会計情報を収集して利害関係者に公表するということになると、複式簿記から基本的には借方と貸方との二つの側面を考慮しなければならない。小規模の企業や家

業については財産＝資本，また大企業については資産＝持分として示される資本等式と，地域との結合関係をどの様に理解すべきであろうか。

第1に，複式簿記のこの資本等式を拡張して，地域（場所あるいは位置）という第3の分類基準を導入して，資産＝持分＝地域という恒等式を成立させることはできないであろうかという試みである。これは多式簿記は，この場合その第一歩としての三式簿記は，成立しないものであろうかということである。第3の要素として，たとえば地域の代りに位置については，最も一般的な表現として緯度と経度によって示し得るし，さらに具体的には地名や，本社，支社等によっても示すことができる。取引について通常の資産分類と持分の分類に，さらに地域による分類を加える多重分類は可能ではあるが，井尻雄士氏によれば，複式簿記の本質はその様な分類的複式簿記にあるのではなくて，因果的複式簿記にあり，経済主体の支配下にある財の変動を増分と減分とを結合する形態でとらえ，この両者に原因と結果が存在し，増分価額＝減分価額と定義する二元性が，因果的多式簿記への拡張性を否定しており，三式簿記への可能性は現在のところ，未知の世界への挑戦であるとされる²⁾。

このように複式簿記の本質が分類にあるのではなくて，因果関係にあるとすれば，現在の思考の段階では三式簿記への挑戦はさておくものとしよう。いうまでもなく物と債権は資産として財貨の運用形態を示し，資本は持分としての帰属，資金の源泉を示す。この資本等式の二重分類をさらに多重分類にする地域との関係をどのように改めて考慮すべきであろうか。

まず借方の資産とこれに対する地域との関係に着目して，どの様な分類をなすうか。資産は物と債権と用役とに通常態様から分類されるが，地域（場所）との観点からは，動産・不動産という民法上の分類があり，不動産は文字通り場所が確定するが，動産は占有者によって決定される。資産としての用役はその用役を湧出する資源の存在場所と投入場所とによって決定される。

つぎに貸方の資本ないし持分と地域との関係は，持分の所有者がその地域に居住しているかどうかによって決定される。ゆえに資産のうちの物と帰属する持分との関係はつぎの四種のいずれかとなる。

- ① 物は地域内にあり，地域内の人に帰属する
- ② 物は地域内にあり，地域外の人に帰属する
- ③ 物は地域外にあり，地域内の人に帰属する
- ④ 物は地域外にあり，地域外の人に帰属する

4種類について，①は通常対象となり，②は属地主義であり，③は属人主義である。今「地域会計」について①の他に③を採用するものとする，地域内にある物としての資産との関係を示すためには②の補充が必要である。

債権については物と異なり直接地域とは結合しないので，これを所有する人が当該地域に居

住するかどうかによって間接的にこれを決定せざるをえない。ただ相手方が地域内に居住すれば地域内の債権であり、地域外に居住すれば地域外の債権である。逆に財産＝資本の等式に従って債務について考えれば、債務者の居住地によって決定され、相手方が地域内に居住しておれば地域内債務であり、地域外に居住しておれば地域外債務となる。なお用役については、上述の物と債権の分類に従って地域との関係が決定される。労働用役については投下された地域で決定される。

資本勘定の派生勘定である損失勘定と利益勘定に対する地域との関連は、当然資本（持分）勘定と同様に考慮さるべきである。すなわち、当該地域に居住する人によって、その地域内において発生した損益は地域内損益であり、地域外において発生した損益は、その居住者の地域外損益である。もしこの場合に属地主義をとるならば、地域外の居住者がその地域内において発生した損益が考慮され、地域内居住者の地域内損益と合計されたものが地域損益として示されることとなる。

今までは「地域」について何等限定を与えなかった。ここで「地域」の定義について若干の考察をしておきたい。「地域」は「土地の区域」あるいは「区劃された土地」（広辞苑）であるが、一般には“area”が該当する。地域経済学 (regional economics) の“region”というばあいには、気候その他の自然的条件によって、あるいはその他の特色で他と明確に区別できる地域を意味する。Nourse は経済地区の境界の決定は恣意的になり易いので、地域の境界決定について、二つの接近方法を示した。第1は機能的統合原理によって、同じ中心的な結節点に結合される領域が「地域」と呼ばれ、第2は同質性の原理にもとづいて、可能な限り同じでしかも他の近くの地区とは異なる地域を構成しようとするものである³⁾。これらはデータの処理の観点から、大量のデータを詳細に表示するという統計的な問題と、逆に小地域については評価すべきデータを収集するためである。

このような機能統合性あるいは同質性の原理に従って、一つの経済的地域が考えられるのに対して、慣行や制度にもとづいた行政的な区分による地域（地区、district）がある。経済的地域を考えることは望ましいが、上述の原理にもとづくとしても、制度上の政府の勘定を考慮するとデータの区別と収集には困難性があるのはやむをえない。「地域会計」としては、原理的にはこのいずれのものにもよることができるであろう。

わが国の農業における地域区分は、すでに知られている通り、「等質地域論」といわれる自然条件や生態学的条件を重視するものと、「統一地域論」といわれる経済条件を中心に考えるものがあり、農業経営学としては後者の立場である⁴⁾。もとより農業地域区分はさまざまな指標のもとに区分は行なわれてきているが、「地域会計」としては、今とくに限定を加える必要はない。むしろ逆にその地域内に存在する会計主体の範囲を限定することが必要であろう。

「地域社会会計」では、その地域に住居する住民の所得計算に中心がある。ゆえに勘定体系

としては、生産勘定、配分勘定、資本勘定の3種類を基本として、それぞれ企業会計における損益計算書、剰余金処分計算書、比較貸借対照表の資産・持分の増減とに対応する。ただ、国民経済計算の海外勘定に対応するものとして地域外勘定が設定され、地域外からの輸入と移入、地域外への輸出と移出を記入して、その純差額が地域際収支として資本勘定でバランスされるのが基本型である。この地域外勘定の名称は、県単位のばあいには県際勘定、市単位のばあいには市際勘定などの名称が用いられ、また地域際勘定なども称せられる。この基本型に、個人勘定や政府勘定を加え、また政府勘定も、市町村、都道府県、国出先機関の三つの財政勘定に分割される。またさらに、生産勘定を各産業別に分割して産業連関を示すために、行列によって他の諸勘定と共に一表に示される⁹⁾。

地域の産業連関表には、当該地域と他地域とを別の枠として、両地域にそれぞれの勘定科目を設定する Isard 型は地域間産業連関表と呼ばれ、これに対して当該地域だけに限る Chenery 型は地域内産業連関表と呼ばれる。ここで注意すべきは、地域内に投資された有形固定資産については投資者が地域外の居住者であっても計上され、また反対に資本減耗引当については使用者主義が採用されていて、他の地域からの借用資産も計算の対象となり、逆に他の地域への貸付資産は対象となっていないことである。在庫の純増加額については、地域内における生産者の製品、仕掛品、原材料の在庫の純増加分が計上される。さらに債権、債務の差額は地域際収支額として計上されるけれども、企業内部の用役の繰延見越までは計上されない。以上は、「地域社会会計」における産業としての農業勘定の問題であり、生産者たる農業者を別勘定として生産勘定の中での地域との関係を示すものである。

さて農業における「地域会計」として、本稿における今一つの考え方は、ある一定地域における農業者が集って、あるいは、ある一定地域の一大農場が多数の農業者によって構成されている状況を想定し、この地域農業経営ともいべきものの会計情報を呈示したいということである。「地域社会会計」のように、ある地域の統計値から推計することによってデータ処理とする方法とは異なり、むしろ実際の個々の農場等のデータを集成・連結して、その一地域農業(場)の会計情報を実際の運営上えようとするものである。「部分の和は全体に等しい」という合成の誤謬がこの場合にはないものとするれば、個々のデータの獲得整理が基本的なものとなることはいうまでもない。これらの基本的会計資料がなくては、結局は一地域農場としての運営も困難となるであろう。この地域農場の会計情報の作成にあたって、基本的事項をまず考察しなければならない。

そこで農業における「地域会計」の基本的な事項として、会計担当者、会計単位、会計客体、会計目的、会計主体等の問題について以下考察してみる。

第1に、「地域会計」は「誰が行なうか」という会計担当者の問題である。企業会計であれば当然に企業が、農業協同組合会計であれば農協が、農家簿記であれば農業者が会計担当者と

なる。「地域社会会計」については、直接の会計担当者が存在するわけではなく、その地域の大小によってどれだけの統計を収集し分割するかであり、たとえば県単位で行なわれる場合には県当局が行政の現状認識、開発計画のためこれを担当するであろう。農業の「地域会計」においては、複数の経済主体をもって構成されているが、会計担当者は誰か。実際には幾多の場合が考えられるが、今その地域内に存在する諸種の農業者及びその関係者によってその地域の合議機関が構成され、その指定によってたとえば「農業管理センター」において会計が行なわれるのが合理的であろう。この会計担当者はその農業地域の合議運営機関によって指定された者である。

第2に、農業の「地域会計」は「どこで」行なわれるかという会計単位の問題がある。この場合の会計単位は、「当該農業地域における農業生産」ということとなるであろう。企業会計における会計単位を考えてみると、財務会計としては一企業自体のみが通常であるが、一企業の内部を本支店別に、あるいは事業部門別に分割したり、あるいはまた親会社、子会社はおのこの一つの会計単位であっても、これを同系列の資本の下に連結統合して上位の会計単位とすることもできる。ゆえに農業地域もいつでもこれを分割し、あるいは統合して会計単位を考慮することができる。たとえば個々の営農団地と、それらを統合した広域営農団地について会計単位を設定することもできる。また農業生産の内容から、これを一地域内においても、作目別にあるいはまた機能別に分割し統合しうるであろう。

第3は、「何を」という会計客体の問題である。会計の客体はもちろん会計の行なわれる対象であるがゆえに、当然会計主体の規定するところである。通常企業の財務会計としては、その会計単位たる企業の財産資本に増減変化を及ぼす一切の事項として取引を対象とする。換言すれば取引によって客体を把握しているのである。しかしながら管理会計としては、貨幣的測定表示のみならず、非貨幣的な事項も測定表示の対象とするという事項を取り入れると、第4、第5の会計目的と会計主体によりおのづから異なるであろう。一地域の農場管理という点からは、かなりの技術的結合や分担が重視されるから、この点は留意する必要がある。

第4は、「誰のために」という会計目的に関する問題である。これは財務会計としては外部の利害関係者、企業会計では株主、債権者、監督官庁、労働組合、取引先等を考え、管理会計としては、内部の各層、部門の管理者に対して会計情報を提供するものである。

ところで、農業の「地域会計」については第5の会計主体の考え方によって、財務会計も管理会計もすべて利害関係業や管理者は異なることも考えられよう。ある一定地域の農業生産に関与する経済主体が複数であり、異質であれば多様の組合せがあることとなる。一般論としては、その地域に居住する農業者のために第1の目的があるであろう。

第5に、それではその地域農業の会計主体は誰か、すなわち、「どの様な立場で会計を行なうか」という問題である。種々の立場があるとして、a) 中核農家(ないし専業農家)、b)

兼業農家（ないし土地もち労働者）など、農地を保有し、直接農業を担当する者は大体以上の a), b) 2者であるが、これ以外に、a), b) をその構成員とする c) 農業共同経営（これには任意組合、農事組合法人、有限会社等がある）があつて直接農業生産を担当し、d) 農業協同組合も農業生産行為の一部を担当するものもある。また一般的ではないが、e) 市町村も公営で農業生産の一部を担当する例もある。さらに f) 土地改良区（法人）も、農地の改良造成、生産基盤の整備という面ではその地域の農業生産に機能し、g) 農業委員会、農業改良普及所等も農地の管理や農業指導の面で接触する。ゆえに d) や e) はその経済主体の一部分の行為として農業生産を担当するものである。もちろん d) 以下の上位団体や、国家都道府県は補助金、指導、監督、徴税等の面で農業生産に接触してくる。

この会計主体については、地域農業経営の意思決定者は誰かという問題とも関連する。これは単一の農業者ではない。農業の共同経営とはちがったもっと広汎な合議による意思決定とそれを行なうリーダーシップの問題にも関連するところである。

3 農業における地域会計情報の連結と集成

前節において、農業の「地域会計」というばあいの基本的な考え方を示した。ところで、この連結・集成の目的についてまず考慮し、ついでその具体的な方法を示さねばならない。

企業会計についてまず考えてみると、集団企業と企業集団とがある。集団企業は個人企業ないし単独企業に対応するものであり、資本の所有主の多寡による分類である。合名会社や有限会社は少数集団企業であり、株式会社は本来多数集団企業である。これらの多数集団企業は当初は個人企業ないし少数集団企業であったものが、漸次維持発展して大規模化し、多数集団企業となった⁶⁾。農業生産においては衆知のごとく個人業主が大多数であり、集団企業として考えられるものはせいぜい農事組合法人や有限会社等の少数集団企業が見出されるにすぎず、株式会社形態への進出は極めて限られている。

しかし、企業集団ということになると、企業の独立性を失わずに、各企業がそれぞれの動機ないし目的をもって経営結合を行なうものである。その結合の程度は強弱種々あることも衆知の通りである。

ところで資本による支配という点からみれば、これらの企業集団も親会社、子会社といわれるように、これを企業会計として連結する環は資本であり、事実上他会社の株式の半数以上を保有する場合には支配の事実を認めて、親会社、子会社は一体として一つの企業体として連結財務諸表を作成することが、株主や債権者にとってより適切な会計情報を提供することとなる⁷⁾。

農業生産はこの種の狭義の資本による支配関係は、農業生産を狭義に解すれば極めて例に乏

しいであろう。個人農業者が出作をしている場合、彼の農場と出作を合せた会計情報が必要であろうし、部門共同経営に出資し参加している農業者は、彼個人の農業経営と共にその部門共同経営の会計情報が加えられなければならない。また少し範囲を拡大すれば、その部門共同経営に参加しているすべての構成員について、その個人の農業経営の会計情報をすべて連結することも可能である。この程度の問題は親子会社の連結、本支店の合併と同一の範囲にあり、すべて資本の環によるものである。ところで農業協同組合は別個の法人であり、出資組合の場合すべて正組員は出資者であり、農業者である。しかし1人の出資額が少額であり、1人1票の原則による以上、資本によらない多数決原理によって支配されているものである。正組員のすべての農業経営の会計情報と、当該単位農協の会計情報との連結は、あるところまでは可能となるであろうし、農業協同組合が農業生産を中心にして機能するはずのものであれば、機能分化の問題とも関係するが、実際の必要性はもっとあるはずである。

会計情報の連結は、企業会計による用語としては当然に資本による支配の結果、個別の企業の財務諸表では表示しえない点を補足し、より有力な情報を提供するという点にある。

つぎに企業集団というものについて考えてみると、単に上述の財務的考慮や資本による支配だけではない。業務提携、事業の共同化、団地化等、経営補完、相互協力の支持関係を必要とする。技術的な提携は主原料、連産品、副産物との関連で縦断的結合を必然ならしめている。また、販売・購売・輸送・調査計算等の機能分化による分業体制があり、親会社から別会社として独立させている場合もある。さらにコンビナート、団地化のような地域的結合は規模拡大による規模の経済を実現しようとする要請である。これらの種々の動機や目的を実現するためには、独立企業の間で相互の調整を果すための結合として企業集団が考えられることとなる⁸⁾。

このような、企業集団化が大企業、中小企業の他産業でみられる状態を、今日の農業において考えてみると、地域農業という点について各方面の関心は極めて高いといわなければならない。衆知の通り、農業協同組合には販売、購売、輸送、信用等の機能をもたせ、個人農業者はもっぱら狭義の生産を担当するとしても、農業生産自体が各作目ごとにその作業工程について機能分化を行ない、たとえば専業農が、ある一定の作業を担当するといった、工業における外注、請負と同様のことを担当するということになる、やはり一種の企業集団のごとく考えることもできるであろう。また農場という地域の拡がりを必ず要請され、病虫害の駆除、灌漑、排水の問題、生産物の収集等から公害排除の問題は当然地域結合による大規模経済を享受しようとすることになる。これは農業の機械化施設化と相俟って、一そうこの点が強調されることとなった。また、1個人経営の作目専門化と副産物の交換処理による地域結合もしばしば提唱される場所である。

このように農場のある地域における集団化は、種々の動機と目的を保有しながら期待をもたれているにも拘らず、一地域の中における資料の不足、およびこれの集成が行なわれない場合

には、依然として経営結合の実は上らないといわねばならない。ゆえに資本の支配によるものは、これを連結として取扱い、しからざるものは集成として、一地域における農業の会計情報を集成・連結しようというのがその目的である。

この様に考えれば、一地域の会計情報の集成・連結は、全く個々の農業者やそれと関連ある諸団体が、その機能分担に応ずる役割を果たしており、それではなければその地域の個々の発展もありえない限りまた必要であり、またその数値は個々の具体的数値の積み重ねであることを必要とし、「地域社会会計」のように、単に統計的な、いわば広域からの接近による会計情報ではその核心に迫ることができないのである。ただ、かなりの小地域を想定してみても、その情報の収集作成に努力が必要である。

つぎに集成・連結の具体的な方法について若干述べておくこととする。まず、ある一地域を規定する場合に、便宜上一市町村を考える。一市町村に一単位の農協が存在し、これは出資による総合農協であり、その地域の農業者はすべてこれに加入しているものとしよう。また都道府県単位のものとして、農林事務所の出先機関あるいは農業改良普及所のサービスも考慮する。集成・連結の会計担当者はこれらの農業関係者の合意を得た農業情報センターが行なうものとしよう。行政機関や法人である農協などは、年々の会計情報については個別に義務づけられているから、関係当事者の協力同意によって直ちにある程度の会計情報は入手可能である。また農業共同経営等はしばしば農事組合法人や有限会社等であり、不十分ながら年々の会計情報が作成される。一番の問題は個人の農業者であり、これらについての財産状態や経営成績をどの様に年々継続的に把握するかである。もちろん系統利用の取引については、単協の協力によって直ちに収集しうる。しかし系統外の出荷、購入部分については農業者の積極的な協力なしにはえられない。また兼業農家の兼業部分については、容易にこれが把握され難い。まして個々の農家の財産状態を地域内と地域外とに分割して把握するのは、積極的な農業者の協力が必要である。第1段階として個々の農業者の保有するすべての資源の把握が必要である。

個々の農業者の内部だけで完結する農業生産については、結局その出入口だけが取引として出現する。しかし機能分化が行われ、また作業工程の委託、受託が取引として行われ、排泄物や副産物の処理、販売機能も分化してくると、その取引はおのおのの個別農家だけのことではなくなるはずである。取引がその地域内で外部化すれば、元来個々の農家は独立しているのであるから、当然に客観的となり、それが農業者の意識として必要化してくる。

個々の農業者の記帳が充分でないという理由は色々あるだろう。しかしながら直接資本によって結合されていないとしても、前述の技術的な協定上の必要性から、地域全体としての結合を余儀なくされるとすれば、金額による集成・連結と同時に数量的なデータが機能分化にとって必要である。その意味では合議機関としての農業管理センターは、ただ EDP をいかに有効に使用するかではなくて、基本的なデータを収集するための努力をもつとなすべきであり、そ

れが合議上の意思決定にもっと有効に役立つであろう。

最後に筆者が試みたある一地域の農業団地における会計情報の集成・連結の事例から問題点を示しておきたい。この一地域は開拓地で全く隣接した農地をもつ2百余戸の入植農家よりなり、この一地域のみ総合農協は農業生産に最重点をおき、組合員は強力な支配下にある。同農協の昭和51、52両年度の「通常総会提出議案」に示された同農協の貸借対照表や損益計算書等の財務諸表だけではもとよりこの農業地域の会計情報としては不十分である。単協と組合員の中間には、ハウス野菜、肉牛、酪農、養豚の生産組合が存在し、肉牛の3生産組合はいずれも農事組合法人であるが、この3生産組合の原初投下固定資産額は482百万円（組合員数32名）であり、減価償却引当金153百万円を控除した現在額は329百万円に達するが、これらはすべて農協からの借入金によってまかなわれている。一方農協自体の貸借対照表に掲げられた固定資産現在額は485百万円でしかない。これらの作目別の生産組合以外に、露地野菜、酒米、ハウス野菜、肉牛、酪農、養豚の生産部会があり、奨励金や補助金により運営されている。農協はまた地域外に牧場を経営し、この牧場やカントリーエレベータ、運送については特別会計とし、また肉牛等の家畜の排泄物の処理、販売については全く農協とは別の会計で損益計算を行なっている。組合員である農業者は野菜等の振売りを除いてほとんど系統出荷であり、農協の帳簿からほとんどの会計情報を入手しうる。このように一地域に対する多額の設備投資は農事組合法人等の中間勘定で表面的には隠れており、個々の組合員の農業者の負担は直ちに明らかとはならない。個人の農業者が単協の伝票以外に確たる帳簿を記帳していないし、また税務問題もあってこの連結を外部からすることにはかなり困難性がある。しかしながら、この典型的ともみられる一営農団地において農協は確かにその中心であるが、一地域としての会計情報の把握は極めて不十分であり、先述の基本的な課題からの出発、整理が必要である。

4 む す び

農業の「地域会計」として、通常の「地域社会会計」以外に、農業の集団より成る一地域の農場経営を想定して、その会計情報の集成・連結をどのようにすべきかについて考察した。資本の環による連結ではなく、技術的、機能的、地域的な結合だけでは、その地域の統一的意思決定を誰がなすかということも含めて、集成の弱さを示すものである。とくに、資本の環による系列企業の連結とは異なり、地域による場合は、会計情報の集成・連結はかなり困難であるのはいふ迄もない。それにも拘らず、この機能分担を果すためには、会計情報が一そう必要であり、本稿で示した基本的な会計の態勢が必要である。

注

- 1) 河野正男「地域社会会計の展開」『会計』第113巻 第1号 昭53.1。折下 功『地域経済学』S41.4 中央経済社、第3章の表題は「地域会計」となっており、「政策目標をも含めた地域会計の構造と、それを具体的に分析する場合にわが国で使用する資料について検討し、続いて（中略）、社会々計を理論的に地域計画に適用する場合の相互関連について考察」している。115～177 p
- 2) 井尻雄士『会計測定の基礎』139～158 p 昭43.5, ならびに井尻雄士『会計測定の理論』264～266 p 昭51.1 東洋経済新報社
- 3) Hugh, O. Nourse, “Regional Economics”, 1968, 笹田友三郎訳『地域経済学』137～145 p 昭46.7 好学社
- 4) 江波戸昭「日本の農業地域区分方法」『体系農業百科辞典』V 農政調査委員会 1965.11
- 5) 金子敬生『地域の経済学』II 地域の経済計算 17～59 p 昭41.2 日本経済新聞社
- 6) たとえば、山田一郎『企業集団経営論』「企業集団化の意義——その概念規定」 21～38 p 昭46.7 丸善刊
- 7) 企業会計審議会「連結財務諸表原則」昭50.6.24 第二、三 連結財務諸表は、企業集団の状況に関する判断を誤らせないよう、利害関係者に対し必要な財務情報を明瞭に表示するものでなければならぬ。
- 8) 山田一郎『企業集団経営論』前出